

第二十二回
会

参議院農林水産委員会會議録第二十八号

昭和三十年七月十五日(金曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 江田 三郎君
理事 秋山俊一郎君
白波瀬米吉君
三浦 辰雄君
戸叶 武君
千田 正君

委員

池田宇右衛門君
大矢半次郎君
重政 庸徳君
長谷山行教君
飯島連次郎君
溝口 三郎君
森 八三二君
龜田 得治君
清澤 俊英君
小林 孝平君
三橋八次郎君
東 隆君
菊田 七平君
鈴木 強平君

衆議院議員

農林水産委員長

綱島 正興君
川俣 清音君

政府委員

農林省農林
経済局長

大坪 藤市君

事務局側

常任委員
会専門員

安楽城敏男君

説明員

農林省農地局管
理部農地課長 小林 誠一君
農林省農地局計
画部技術課長 清野 保君
農林省農地
局参事官 戸嶋 芳雄君
水産庁漁政
部漁政課長 家治 清一君
通商産業省輕工
業局建材課長 川田 博通君

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査の件
(砂利採取法案に関する件)

○水産業協同組合法の一部を改正する
法律案(衆議院提出)

○森林法の一部を改正する法律案(衆
議院提出)

○農林漁業金融公庫法の一部を改正す
る法律案(内閣送付、予備審査)

○愛知用水公団法案(内閣送付、予備
審査)

○委員長(江田三郎君) たいいから
農林水産委員会を開きます。

農林水産委員会を開きます。
最初に砂利採取法案の件を議題とい
たします。去る七月十一日衆議院議員
首藤新八君ほか六名によつて提出さ
れ、十二日衆議院本會議において全會
一致をもつて可決、同日衆議院から衆
報第四十三号をもつて當院に提出、即
ち日商工業委員会に付託されたものであり
ます。その内容には、農業及び水産業
に關係するところが多いようござい
ますから、本日は本法律案に關し農
林當局の意見を聞き、引き續いて本法
律案の取扱ひについて御協議願いたい
と存じます。

それでは大體の話を通商産業省輕工
業局建材課長からお聞きしたいと思ひ
ます。

○説明員(川田博通君) それでは砂利
採取法案につきましても簡単に御説明申
し上げたいと思ひます。

お手元に砂利採取法案の要綱をお配
り申し上げてございしますが、この法案
におきましては、大體目的をいたして
おりますことは、主として公益の保全
を優先いたしまして、公益の保全と砂
利採取業の調整をはかることが主要な
眼目になっておるのでございします。

が、大體砂利の事業と申しますと、九
割までが河川等その他行政庁の許可を
要するところを事業所といたしまして
て、これはそれぞれ法規に基いて、
河川法で申しますと、河川の管理と
か、河川の使用制限とか警察の立場か
らの許可とか、そういう観点から取り
扱われており、その他の一割の地域に
おきましては、全然放任されておるよ
うな状態にございまして、たとえばこ
れをどんどん掘れば公害が起るとか、
あるいは他の産業の利益を害するとい
うようなおそれのある場合でも、何の
措置も講じられないという状況にある
わけにございします。この法律のねらい
は、公益の保護の立場から見ますと、
河川法その他行政庁の許可を要する地
域の採取につきましても、それぞれ
法令を優先する建前をとつて、それぞ
れの法令に基いて許可を受ける場合
に、その許可の内容におきまして若干
砂利採取法の立場も考慮するという規

定を置いてございしますが、そのほかに
従来の許可が一応河川等の管理あるい
は警察の観点から許可されるというし
ましても、あとは野放しのような状況
になっておりますので、それぞれ採取
の管理者を置かれますとか、それから
公益保全の規定を置いて、一たん許可
されたあとでもずっと目の届くように考
えておるわけにございします。

それからその他の現在放任されてお
ります地域の採取につきましては、こ
の法律の第九條で、通商産業局長が採
石法その他と同じように、公益保護の
必要のある場合ですとか、あるいは他
の産業の利益を損じないようにとい
うような立場から、必要な措置をとるよ
うに命令することができるといふこと
を規定しております。公益の保護を
考へておるわけにございします。で、一般
の私有地の採取につきましては、ただ
公害防止の規定だけでなしに、その代
りに採石法に準じて、現在石材を
掘る業者が石材を採取しておりますと
きは採石権といふものを、地上権に似
た物権を設定して掘つておるわけなの
でございしますが、それと同様の権利を
砂利採取についても認める、そういう
ことを大體の骨子にいたしておりまし
て、今回衆議院におきまして各党提案
の形で商工委員会委員の御賛成を得て提
案されたわけにございしますが、通産省
といたしましては、きわめて好ましい
ことと考えております。

私たちの最も懸念しました点は、こ
れによつて砂利採取業がむやみに奨励
されるような印象を与えたり、あるいは
他の産業を害することのないように
定を置いてございしますが、そのほかに
従来の許可が一応河川等の管理あるい
は警察の観点から許可されるというし
ましても、あとは野放しのような状況
になっておりますので、それぞれ採取
の管理者を置かれますとか、それから
公益保全の規定を置いて、一たん許可
されたあとでもずっと目の届くように考
えておるわけにございします。

という点を、この条文の字句の中でも
配慮いたしたわけにございしますが、こ
の法案ではそういう懸念はことごとく
除かれておると私は信じております。
簡単でございしますが、私の説明を一応
終ります。

○委員長(江田三郎君) この法案に対
して、農地との關係あるいは水産業と
の關係等について、農林當局の方でど
ういうふうにお考えになっております
か。最初に農地課長にお願ひします。

○説明員(小林誠一君) 砂利採取法案
に對します農地關係の観点から御説
明申し上げます。

この砂利採取法は農地關係につきま
しては農地法のワク内で處理される問
題でございまして、やはり砂利採取の
ために農地を改竄いたします場合に
は、農地法の四條または五條の許可を
要するわけにございします。またこの法
律案の付則に書いてございします強制設
定の規定は、農地につきましてはでき
ないといふふうな付則の第二項に規定
しておりますので、農地につきまして
は物權的な採石権は砂利採取業者に与
えられないことになっておりまして、
従ひまして農地法の観点から参ります
と、やはりほかの産業と同じように農
地法上の許可を要することとなります
ので、その観点から都道府県知事ある
いは農林大臣が砂利採取のための改竄
を許可するかどうかといふことを決定
いたしますので、従ひましてこれにつ
きまして、農地課といたしましては、
意見はないのでございします。ただこ
で農地法關係の規定が付則の一番最後

の五項に規定してございますが、これは砂利採取業者が農地法の四、五、六条または七十三条の許可に關して不服がある場合に、土地調整委員会に訴願をするという規定でございまして、土地調整委員会は鉱業権あるいは採石権あるいは砂利採取業と農地の利用との調整につきまして、公平な立場から裁定をいたすことになると思ひますので、この点につきましても異議はございません。以上簡單でございしますが農地関係からの意見でございします。

○委員長(江田三郎君) それでは水産庁の方から見解を聞きたいと思ひますが、まだ見えておりませんか、もし質問がありましたらどうぞ……。

ちよつと私お尋ねしますが、これは採石権というものが一たん設定されたら、何年くらい続くのですか。

○説明員(川田博通君) 普通一年ないし三年くらいが多いようでございます。

○委員長(江田三郎君) それから採石権というものを一たん設定したら、たとへその間に採石をしなくても、その権利というものは生きておると、こういうことになりませんか。

○説明員(川田博通君) いえ、採石法に規定がございまして、採石権設定後半年稼働をしないか、あるいはさらに将来にわたつて稼働をしないことが認められる場合には取り消すことができると規定になっておるのであります。

○委員長(江田三郎君) それから農地課長さんによつとお尋ねしておきますが、農地法との関係は、これは問題ないということですが、土地改良との

関係におきまして、たとへば採石権が設定されている、その際に、土地改良でそこをどうしても手をつけなければならぬ、用排水とかいろいろな問題が出てくると思ひますが、そういう面からは何も問題でございせんか。

○説明員(小林誠一君) 土地改良法の規定からの問題でございしますが、主管課は管理課でございしますが、かわりまして……土地改良法と申しまして、土地改良法の事業のどういふ事業をやるといふ場合のことになるわけでございますが、一応農地でございしますので、強制的と申しますか、物権としての採石権は設定できないということになっております。従ひまして農地につきましてはそういう物権がないわけでございますから、従来と同じように採石をするという任意設定をいたします場合にはございしますが、強制設定は土地改良法についてはできないということになると思ひます。任意設定をした場合のことでございます。

○委員長(江田三郎君) たとへば用排水の水路をつけたり何かする、新しくやる場合に、そこをやりとするとところに採石権が設定されておるといふことになる、これはどういふ措置をとるか。

○説明員(小林誠一君) その場合はやはり土地収用法に基く収用の規定が働くことになると思ひます。

○委員長(江田三郎君) 土地収用法によつて補償等の評価をして行くということになるのですか。

○説明員(小林誠一君) そういうことになると思ひます。

○委員長(江田三郎君) 漁政課長が見えましてから、この砂利採取法に關し

まして水産関係の面から何も問題はなにかどうか、お伺ひいたします。

○説明員(家治清一君) お答え申し上げます。私どもの方では一応各条文につきまして検討いたしましたのでございしますが、特にこの法律に基いて影響があるという点はございせん。

○委員長(江田三郎君) 御質問でございせんか。

○秋山俊一郎君 水産資源保護法にたしか「保護水面の区域」というものが設けられておるのでありますが、河川における砂利が魚族のちやうど産卵場になる場合が非常に多いのであります。そういう場合に水産庁としてはこの法律は何ら影響がないと、かようにお認めですか。

○説明員(家治清一君) 御質問の点は、保護水面の關係でございしますが、仰せのように水産資源保護法の十八條では保護水面の設定がございました場合に、工事の制限に關する規定がございします。ただ従来におきましてもとえ保護水面の設定された区域につきましては、あるいは土砂採取につきましては資源保護法の關係によつて、ある程度の制限はし得るということを考へておりますので、今度のこの法律に基きましてはむしろこの關係の規定が、特に資源保護法を排除するとかいふようなことはございせんので、そういう意味で実はこの法律による關係がないと申し上げたわけでございます。それで仰せのような事實上保護水面の中へ入つて砂利を取るといふような場合がありますれば、これは大へんなことになると思ひます。

○秋山俊一郎君 この法律の立案あるいは提案に至るまでにおいて、水産庁

は協議にあつて検討されたのですか。

○説明員(家治清一君) 立案の過程では実は私どもの方は協議を受けませんでした。が、提案されました後、担当省の係官の方から御説明も受け、それからごく最近でございしますが、内容について検討いたしましたわけでございます。

○秋山俊一郎君 実は私はこの法律については前もって伺つておらぬので、きのうたしかちよつとそういう話を聞いた程度で深く検討はしてありませんが、農林水産面でも河川というものは相当農業にも水産業にもちやうど關係のあることではあります。内容はどうか、うらふに盛られておるかということとは深く検討する時間がまだないのであります。が、水産庁なり農地關係で十分検討されて、これで何ら影響がないといふことであれば、あえて私はこれから深く掘り下げて行くことも思ひませんけれども、今までの答へによつて、まづ農業及び水産業には別段害はないといふふうな御見解のようであります。が、さうにわれわれは承知してよろしゅうございせんやうか。両方から御答へを承りたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) 水産庁及び農地局からそれぞれお答え願ひします。

○説明員(小林誠一君) お答えいたします。影響がないといふことではございせんので、その影響があるかどうかといふことをケース・バイ・ケースで判定するといふことではございまして、従来と変わりがありません。農地の改廃は極力避けるということで法律案といたしましては農地法の体系をくずすものでございせんので、その意味では影響

はないといふふうに御理解願ひしたいと思います。

○説明員(家治清一君) 水産庁の方では検討いたしました結果、この法律案によつて直接害を受けるということはないと考へます。

○三浦辰雄君 今農地局からこれができて、まあケース・バイ・ケースであるから、農地法の考え方というのか、農林省の考え方、それについては支障はない、運用ができるだらうといったようなお考えですけれども、それは一体この法律上からいへば、業者の人が砂利のいわゆる物権を、採取権を得ようとした場合に對してそれはいかぬと、こういういふ根拠があるのか、どこから、どの条から出るのですか。

○説明員(小林誠一君) お答えいたします。この法律の本文の方は、これは砂利採取業一般の規定でございします。で、付則のところでは採石業者と同じように物権としての採石権を砂利業者が持ち得るといふことになっておるわけでありまして、従ひまして本文の方では当然これは農地法のワケ内の問題になるわけでございます。で、強制設定ができない理由はこの附則の二項の三番目でございますが、『第十條第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業(砂利採取法昭和三十年法律第

号) 第二條に規定するものをいう。以下同じ。』と書いてございします。これがいわゆる採石権の強制設定の規定に關係する条文でございします。ところがその次に二号を加へまして、『砂利の採取を目的とする場合においては、その土地が海浜地又は農地法(第二條第一項に規定する農地若しくは採草放牧地であるとき。』といふふうになってお

る。

に類似いたしました用益物件でありますして、少くとも所有権よりはるかに弱い、もしその土地が私有地でございます場合は、もちろんその所有権につきまして何らかの収用措置が何か要るのではないかと思います、それと似たようにお考えいただいて、特別に採石権によって特殊な……

○委員長(江田三郎君) それが、そういう構造物も何も作らぬ場合には……構造物を作ってもいいのですが、普通

の場合には、荒地であつて何ら価値がないのだ、たまたまそこに採石権というものができたとしてもない値上りをして、今度やる時には大へんな額を補償しなければならぬ、そんなこと

になりはしないかということです。

○説明員(川田博通君) 実際問題とい
たしまして、そういう土地はおそらく
河川付近地でございますとかあるいは
何か農業用水に関係のあります地域と

か、何かそれぞれの関係があると思います。

○重政庸徳君 それは今あなたが想像せられておる今の現状では、あるいはこんな大した金を納めぬでもいい、納

める場合は非常にまれだろうと思う、だからこういうふうにだんだん砂利が少くなっているという趨勢で、初めてこういうものが出てきて、供給が非常に足らぬというような場合には、都市

の近辺においては非常に大きな負担に
ならぬとも限らないのです。だから世
の中の推移も考えて、私はそういうこ
とに支障がないようにやっておかなけ
ればならぬと思う。

○三浦辰雄君 それに関連して。今委員長や重政委員の心配している点私も同感なんです。前国会当時にあつた

ことですが、これが出たときには、いわゆる二元法案と普通言われて、そのときはまさに収用法、この砂利を出すために軌道を敷く、その軌道を敷くまで土地収用ができるということで、まことに露骨な法案であつたから、さすがにそれは割つて、この参議院に回つたことがあつた、しかしなおかつ今言つたように、最近河川を守るためのあるいは下流を守るためのダム建設等に使う砂利については、公共のそういう建設に使うのについては、これは保留すると申しますか、特別な取扱いをするんだということよりやくその場としては意見はまとまつた、その問題についてはまとまつたということと思ひ出すのですが、しかし今言つた農地、今後の土地改良等をめづつての問題、これは相当あると思うのです。そういう問題は一体今まで衆議院等においては議論され、そしてどういふような結論になつたか、その経過があればお調べ願ひたい。

○委員長(江田三郎君) それではそれについて、衆議院の委員長がお見えになつておられますから、水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題にいたします。本法律案は衆議院農林水産委員会から提出され、昨十四日衆議院を通過して本院に送付、昨日日本委員会に本付託となつたものであります。まず提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(綱島正典君) ただいま議題となつた水産業協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由を説明申し上げます。水産業は農業と同様自然に大きく依存する産業であるため、この自然の暴威による災厄に対抗する一方途として、去る昭和二十五年第九回国会において火災等による特定物件の損害に限定して共済制度を設けたことは御承知の通りであります。水産業に付随する各種の災厄についての共済事業を行うことは許されていない現状であります。そこで今般水産業協同組合共済会の事業の拡充をはかるとともに、全国を地区とする漁業協同組合連合会の事業に関する規定の一部を改正して、漁民生活の安定に資せんとすることがその趣旨であります。

○委員長(江田三郎君) それではその趣旨であります。特に昨年第十九回国会におきまして、農業協同組合法を改正して農業協同組合による共済事業の拡充を見て以来、農村と相隣接する漁村の關係あるいは漁業協同組合と農業協同組合との

関係等からして、この種事業の拡充は必然的に漁民の強い希望となり、国会に對して強く要請されて参つた次第であります。以下これが内容について簡単に御説明申し上げます。

○委員長(江田三郎君) それではその趣旨であります。特に昨年第十九回国会におきまして、農業協同組合法を改正して農業協同組合による共済事業の拡充を見て以来、農村と相隣接する漁村の關係あるいは漁業協同組合と農業協同組合との

関係等からして、この種事業の拡充は必然的に漁民の強い希望となり、国会に對して強く要請されて参つた次第であります。以下これが内容について簡単に御説明申し上げます。

○委員長(江田三郎君) それではその趣旨であります。特に昨年第十九回国会におきまして、農業協同組合法を改正して農業協同組合による共済事業の拡充を見て以来、農村と相隣接する漁村の關係あるいは漁業協同組合と農業協同組合との

関係等からして、この種事業の拡充は必然的に漁民の強い希望となり、国会に對して強く要請されて参つた次第であります。以下これが内容について簡単に御説明申し上げます。

以上がこの本案提出の理由並びにその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(江田三郎君) 本法律案の審査は後日に譲ることいたします。

○委員長(江田三郎君) 議題に追加して森林法の一部を改正する法律案を議題にいたします。本法律案は衆議院議員川俣清君が十名によつて提出され、去る十四日衆議院から衆議院第四十七号をもつて予備審査のため本院に送付、即日当委員会に予備付託になつたものであります。まず提案理由の説明を聞くことにいたします。

○衆議院議員(川俣清君) ただいま議題に相なりました森林法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。昭和二十六年森林法が実施せられましてより四十年の日子をけみしました。この間の経験に徴しまして、また、過般町村合併促進法の制定により末端行政区域の拡大変更等が行われるに至つた事情等に關連いたしまして、従来の比較的小規模な森林組合をこの際合併することにより、その適正規模化をはかり、もつて組合運営の円滑を期せんとする機運が生じているのであります。零細な森林所有者をもつて組織しております多くの森林組合におきましては、現行法の掲げております諸種の管理規定をもつて臨みますことは、組合経営の実体にくわはず、ひいては、組合の合併の促進等にも支障を来たす面がありますので、このたびこれらの点について最少限度

の改正を加えたいと存じ、ここに改正案を提出した次第であります。以下改正案内容について、その概要を御説明申し上げます。

○委員長(江田三郎君) 本法律案の審査は後日に譲ることいたします。

○委員長(江田三郎君) 議題に追加して森林法の一部を改正する法律案を議題にいたします。本法律案は衆議院議員川俣清君が十名によつて提出され、去る十四日衆議院から衆議院第四十七号をもつて予備審査のため本院に送付、即日当委員会に予備付託になつたものであります。まず提案理由の説明を聞くことにいたします。

○衆議院議員(川俣清君) ただいま議題に相なりました森林法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。昭和二十六年森林法が実施せられましてより四十年の日子をけみしました。この間の経験に徴しまして、また、過般町村合併促進法の制定により末端行政区域の拡大変更等が行われるに至つた事情等に關連いたしまして、従来の比較的小規模な森林組合をこの際合併することにより、その適正規模化をはかり、もつて組合運営の円滑を期せんとする機運が生じているのであります。零細な森林所有者をもつて組織しております多くの森林組合におきましては、現行法の掲げております諸種の管理規定をもつて臨みますことは、組合経営の実体にくわはず、ひいては、組合の合併の促進等にも支障を来たす面がありますので、このたびこれらの点について最少限度

の改正を加えたいと存じ、ここに改正案を提出した次第であります。以下改正案内容について、その概要を御説明申し上げます。

○委員長(江田三郎君) 本法律案の審査は後日に譲ることいたします。

現行法におきましても、総会にかわるべき総代会を設けることができるように規定されてはおりますが、一面、理事は通常総会を毎事業年度に一回召集しなければならぬことと相なつておりますので、総代会制度の活用がとかく円滑を欠くこととなり、また、総会自体につきましても総会成立の定足数に達せず流会となるような事態の頻発も十分に予想されますので、総代会を設けた場合でも一年一回は総会を開かなければならぬことを定めた第二百三十三条第六項を削除したいのであります。

また現行法では、総会にかわるべき総代会を設け得るのは、組合員の総数が百人をこえる施設組合であることになつておりますが、これを二百人といたし、総代の定数は、組合員の総数の四分の一以上でなければならぬが、その総数が二百人をこえる施設組合においては五十人以上であればよいこととなつておりますのを、三百人をこえるものでは七十五人以上であればよい、ただし本法施行の日から百八十日間従来までの差しつかえないといふように改めることとしたのであります。

第二点は、役員及び総代の選出の方法についてであります。現行法においては投票による選挙の方法以外認められていないのであります。しかし、これまた実体から遊離する事態が

の改正を加えたいと存じ、ここに改正案を提出した次第であります。以下改正案内容について、その概要を御説明申し上げます。

○委員長(江田三郎君) 本法律案の審査は後日に譲ることいたします。

○委員長(江田三郎君) 議題に追加して森林法の一部を改正する法律案を議題にいたします。本法律案は衆議院議員川俣清君が十名によつて提出され、去る十四日衆議院から衆議院第四十七号をもつて予備審査のため本院に送付、即日当委員会に予備付託になつたものであります。まず提案理由の説明を聞くことにいたします。

○衆議院議員(川俣清君) ただいま議題に相なりました森林法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。昭和二十六年森林法が実施せられましてより四十年の日子をけみしました。この間の経験に徴しまして、また、過般町村合併促進法の制定により末端行政区域の拡大変更等が行われるに至つた事情等に關連いたしまして、従来の比較的小規模な森林組合をこの際合併することにより、その適正規模化をはかり、もつて組合運営の円滑を期せんとする機運が生じているのであります。零細な森林所有者をもつて組織しております多くの森林組合におきましては、現行法の掲げております諸種の管理規定をもつて臨みますことは、組合経営の実体にくわはず、ひいては、組合の合併の促進等にも支障を来たす面がありますので、このたびこれらの点について最少限度

の改正を加えたいと存じ、ここに改正案を提出した次第であります。以下改正案内容について、その概要を御説明申し上げます。

○委員長(江田三郎君) 本法律案の審査は後日に譲ることいたします。

○委員長(江田三郎君) 議題に追加して森林法の一部を改正する法律案を議題にいたします。本法律案は衆議院議員川俣清君が十名によつて提出され、去る十四日衆議院から衆議院第四十七号をもつて予備審査のため本院に送付、即日当委員会に予備付託になつたものであります。まず提案理由の説明を聞くことにいたします。

議題といたします。本法律案につきましては、去る五月二十六日の委員会において提案理由の説明を聞いたのであります。

第三点は、日本開発銀行が復興金融公庫から承継いたしました農林漁業者に對します貸付にかかります債

まして、共同に行いまする場合に初めて貸付の対象にいたしておったのでありまするが、今回は、いわゆる協同組

か、園芸をやるというような場合には、いわゆる温室と申しまするか、そういうようなあらゆる個人的な施設ま

共同施設ですから、こういう場合に個人の負担も個人のかまつきの金も、林道の負担金、これは共同施設になります。

すが、倉庫、これらは全部借り入れられる、こういうことなのですね。

○政府委員(大坪藤市君) 御承知のように、木炭倉庫は農業倉庫に大体類するわけでございまして、これはいわゆる共同施設といたしまして、協同組合と申しますか、森林組合と申しますか、それが作ります場合には、もちろんこれは貸付の対象になつておるわけでございまして、炭焼きがまを個人個人で作るといふ場合には、これは今回の貸付に……実は炭がまは一応林業用の関係でございまして、これは現在考へておりません。

○清澤俊英君 農林漁業金融公庫ですからね、だからこれは当然共同の場所に入つて、共同の施設はするが、かまだけは共同でやるわけにはいかないから、個人の共同で借りてやる、こういう考へ方になれば私は何も差しつかえないと思ふのです。その組合で借りることならば差しつかえない。分けることはどう内部で分けてもいい。

○政府委員(大坪藤市君) この点は実は本法ができました経過を申しますと、いふと、いわゆる自作農維持創設資金に関する法律であります、あれと一応一緒にまあ審議されてやつてきたわけでありまして。しかしでき上りした形は、これはもちろんあの法律とは全然独立をいたしておるわけでありまして、いろいろ今までのいきさつから、考へていなかったわけでございますけれども、これはこういう形に法律ができ上りました以上は、共同に私どももいたしまして取扱ひたいと思ひますので、これは林野庁の方とよく相談しまして、できることならば御期待に沿ひたい、かように考へております。

○東隆君 今に因連をしてでありまして、十八条の改正になつた条文の八号ですね、「前各号に掲げるものの外、農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得するもの」これで先ほどお話しになつたように自作農創設維持の資金も貸せると思ふのです、この範囲で。それも実はこの中に入れておるつもりなんです、どうですか。

○政府委員(大坪藤市君) あくまでも施設でありまして、この施設を新設する、あるいは施設を改良する、あるいは施設を復旧をする、こういうことは施設でありますので、たとえば自作農を維持するための資金といふのは、あるいは自作農が新たに自作地を買い入れるための資金といふものは、これには関係がないわけでございます。つまり農舎でありまして、畜舎でありまして、とか、サイロでありまして、とか、そういうようないわゆる施設を新たに購入する、あるいはそれを修理するといふ場合にその金を出すという意味でございまして。

○東隆君 そういたしますと、新らしい予定をされております自作農創設維持の方の關係のものはどういふことになるのですか。この中には規定はまだされておらないのですか。

○政府委員(大坪藤市君) 自作農の關係は実は別に法律が提案になつておりまして、いわゆる完全に独立したとしておりまして、これは關係はないといふことでございます。もちろん資金面をいたしましてはこの方の資金に七億出し、片一方の自作農の維持資金の方々に二十億出すという予定をいたして

おつたわけでございます。資金面としてはこれに關係がございまして、貸付の対象でございまして、貸付方法では全く独立したしております。

○東隆君 それでは私重ねてお伺ひいたしますが、この八号のところでも改正をされたことによつて私は相當富農層に資金が行く可能性がたゞでできたのじゃないか、こう考へるわけですか。というのは、先ほどお話しがりました農機具、ことに農業の近代化を策する上必要な農機具を、個々の農家の所有にさせるということ、これはどういふことになるかといふと、今の経営規模から申しますと、実は非常にならぬ近代化を策するときに當然考へなければならぬことは、共同使用、あるいは共同経営の方向に持つて行かなければ、これはほんとうのものにならぬと思ふ。従つて資金を融通するといふような非常に強い力を持つておる助成的な政策の場合に、わざわざ個人的な一部の富農層に有利になるような考へ方をとられることは、これは農村における貧富の懸隔に、あるいは農村内において、農家でなく、農機具を貸し付けて、そうして使用料をかせいでいるといふような、そういうものを作らうと行つて行くのです。従つてこれは非常に将来において問題を残すものである、このように考へますが、その点はどうですか。

○政府委員(大坪藤市君) 畜舎でありまして、サイロでありまして、かあるいは動力用の農機具、こういうものにつきますは依然としていわゆる共同組合が共同組合の名におきまして作る場合の融資の対象として残しておるのではありません。そのほかに、いわゆる共同でやることに困難するような場合におきまして、個人にもこれを許す、こういうことであるのでありまして二本立てで進めて参りたい、かように考へておるわけでありまして。

○東隆君 具体的に個人でなければならぬような場合といふのはどういふような場合ですか。

○政府委員(大坪藤市君) 具体的に申しますと、なかなか説明が困難であると思ふのでありますが、いわゆる農村の実態をいたしまして、みな集まつて共同的にやるのが困難である場合が往々にしてあるわけであるのでありまして、そういうような場合におきましては、これは個人々々も直接の融資の対象にしよう、こういうわけであるのであります。御承知のように現在までやつておりました畜舎にいたしまして、サイロにいたしまして、共同組合の名においてこれを発行するのであります。が、実際において使用しております場合は、たいていの場合に個人がこれを使用しておるのであります。そういう場合に、たゞさんの人間が同時に作らなければ融資の対象として現在まで困難であつたのであります。が、同じ部落なら部落あるいは組合なら組合で相当たくさん人間が同時にそういうような施設を、畜舎でありますとかサイロでありますとか、そういうものをやるのが困難である場合もあるのでございます。そういうような場合には一人でもいい、まあとにかくそういうような必要がある場合には、単独の個人について貸し付ける、こ

ういふような方法を今後とはつて参りたい、かように考へております。

○三浦辰雄君 因連して。そうするとたとえば漁業者といふますが、が、漁網といったようなものを、それは個人でそれぞれ管理し、自分たちが大切にやつておる、また生産の手段ですから、この漁網はどうなんですか。

○政府委員(大坪藤市君) この点は実は先ほど申し上げましたように、本法の成立の契機から見ても、いわゆる狭義の意味の農業者のみを対象としておつたのであります。が、こういうふうなふうに法律ができ上りますれば、炭がまと同じようにそういう問題は、これは農林省内でも少し検討いたしました、いわゆる農林漁業者全部を対象とするといふふうなふうに広げて参らなければならぬのじゃないかと思ひます。が、ただいまはそういうふうなふうに、まあ省議もきまつておりませんので、今後検討して参りたい、かように考へております。もちろんこの点につきましては業務方法書で大体行くといふことになつております。

○三浦辰雄君 まあ一つ、さつき清澤委員から炭がまの話が出たのでありましたが、私も今漁網をお伺ひしたのでありますが、経過はなるほど経過ではあります。が、この形になつていよいよ実施といふことになりましたれば、それは経過もさることであるが、経過々々といふだけで妙に門を半分開いたような格好で行くといふことは、これは法律としても運用としても非常にまずい。どうか今局長が言われたように一つこれらの名にふさわしい形にその内容の一つお取りきめになるようにお願いいたします。

○政府委員(大坪藤市君) 法律の形としましては農林漁業者の施設でありまして、この形でつけようである、あとは業務方法書の問題になるので、その場合に検討したいと思ひます。

○秋山俊一郎君 関連して、今漁網の問題が出たのですが、私もその点を伺いたいと思ひますが、施設というものの、今後個人を対象とし、あるいは団体を対象とする場合に、どういうふうなものを対象にするかということとを先ほどお尋ねいたしました。これはつまり御明示等はなかつたわけでありまして、しかし施設と一言に申しましても、非常に範圍が広がるので、いかと思ひますが、大体当局で考えておられるこれこれのものには貸し付けるといったような施設の種類のいろいろはまだまだお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(大坪藤市君) 現在まで一応農業用の施設としてはこれだけのものの程度を考えたといふことで、いわゆる試案として考えておられるものはあるのですが、詳細なことはこれは業務方法書なり、資金の貸付要領というもので最終決定するといふことに相なるわけでありまして。一応現在まで試案的に考えておられるのは、農舎、堆舎、動力用農具、排水ポンプ、灌漑施設、温室、果樹園芸施設、ホップ棚、むしろ織機などは乾燥室、ホップ乾燥室、その他農業者の用に供する施設、畜舎、サイロ、その他畜産業の用に供する施設、これだけを一応取り上げられておられるわけでありまして。水産関係のもの並びに林業関係のものにつきましては、ただいま申し上げま

たように、現在までいわゆる貸付対象としてはこれはいかかなものかと考えておりましたが、これは法律自体といひました。貸付対象の中に入る問題でございます。農林省といひました。これらを取り扱いにつきましては、水産庁なりあるいは林野庁なりと御相談いたしまして決定して参りたい、かように考えておられるわけでありまして。

○秋山俊一郎君 現在、先ほどお話しに出ましたが、漁網の問題であります。御承知のように、近年非常に合成繊維、化繊が発達して参りました。これが従来の綿糸なんかと比較しますと耐久力が非常に長く持てるということと、漁業の種類によつては非常に効果的なものもあるのです。従来の麻網や何かに比べて効果的で、刺し網になりますと、どうしても化繊でなければいかぬということになっておりましたが、これは御承知のように綿漁網に比較いたしますと値段が非常に高い、従つてこういうふうな耐久力を長くして漁網の効率化をはかりたいと思ひ、一時に金がかかるので、実は漁業者としては希望しながらそこへ行きがたい面があるのであります。こういうものに對してこれを対象にして貸すといふことは、私はこの精神から言つて当然である。施設という意味が非常に疑問になりますけれども、漁業の施設といへばおそろく漁船と漁網のほかにはほとんど施設らしいものはないのです。陸上の施設を除いては、当然漁網といふものは入れて考えなければならぬと思ひますが、先ほど来の御答弁を伺つてお

りますと、ほとんどこれは抜けておるが、法律の文面から入れなければならぬだろうといふような、非常に淡い

感じですが、これは当然考えなければならぬといふことで、農林漁業といふたつては、漁業の面も必ず入れていただかなければならぬと考へておられるのですが、われわれとして業務方法書といひますか、そういうたものをもう少し検討していただきたい、何が何でもわからぬままこの法律をそのまゝのみにすることはならぬような感じがする。それとも一つは、今までは団体対象であつたものが個人にも貸せるということでありまして、そうすると、個人に貸す場合には必ず団体からの転貸でなければならぬのか、あるいは直接個人にも貸せるのか、この点はいかがですか。

○政府委員(大坪藤市君) 直接となつて参りますと、いろいろ担保の問題がからむことに相なるわけでございます。私どももいたしましてはそういうような問題がありますので、できるだけいわゆる転貸の形をとりまして協同組合が一たん借り受けて、それを協同組合が個人に貸す、こういうふうに行つて行つてもらいたい、かように考へております。

○秋山俊一郎君 そうしますと協同組合員でなければこれを利用することができないといふことになりますか。

○政府委員(大坪藤市君) 協同組合員以外にはこれは貸付困難ではないか、かように考へます。

○池田宇右衛門君 ちよつとお尋ねしますが、もちろん今の説明を聞いた方面に入つておるうちに聞いておるが、私はこの個人対象まで貸し付けるといふ法の拡大の精神は非常に

が事実において、その趣旨をどの程度がやるか、農協がやるか、どの機関がやるか、農林省としては各農協協同組合を通じて農家の振興、安定のためには、要は徹底するか、その方針の件を一つ、それからとかく信連が自分の金でも貸すような氣になつて信連が査定して困るといふ声をたまたま各所に聞くのだが、これらに對しましてどういふふうに信連に権限を持たしてあるか、もちろん回収というふうな権限もあるから、堅実に踏むといふことも

けつこうだと思ひけれども、やはり施設であるから、そこに利潤を生み、産業の伸展に對して確実性のあるものに貸し付けてやる。法の精神を、われわれがここで決定し賛意を表する意味においては、その精神を浸透しなけれ

ばならない。この二つについて、この信連及び下部をどうしたふうに農民の産業の伸展の上に徹底するかという侵透方法についてお尋ねをいたします。

○政府委員(大坪藤市君) 本資金は全体全部と申し上げたいと思ひますが、信連がいわゆる指定金融機関になるのではないと思ひます。従いまし

て信連はこれを単位組合を通じて個人に貸すわけでありまして、その場合に、金融でありますので、いわゆるその資金が必ず返済される計画のもとに貸付をするといふことは当然だと思ひのであります。しかしながら農林漁業金融公庫の金がいわゆる長期かつ低利の金でありまして、一般の金融機関としては貸付にくい性質のものに貸すといふことがこの法律の立法趣旨であり、本資金の目的でありますので、いわゆるその生産力の発展といふことを念頭に置いて、指定金融機関としては

当然そういう態度をもつて貸すべきである、かように考へておるのであります。本法が幸い協賛を得ますれば、私といひましたも今回改正になりまして趣旨というものをよく信連並びに金融機関としての単位組合に徹底せしめまして、いやしくもただいま先生がおつしやいましたことのないような措置をとつて参りたい、かように考へてお

○委員(長江田三郎君) ちよつと速記をとめて。

○委員(長江田三郎君) 速記をつけ

○森八三三君 その場合に、貸付の限度について制約を加えられるという御意図があるのか、その施設について必要とする限度までは貸付をするといふことなのか、それからその場合施設をせんと欲する農民がその施設に必要する総額の何割かは自己調弁をしなければいかぬといふことであるのかないのかという点は、どう考へておられるかという点を最初にお尋ねいたします。

○政府委員(大坪藤市君) いわゆる融資でありますので、いわゆる不当に多額の金額が個人々々に参るといふことにつきましては、返済とも関連いたしましていかかとも思ひますので、ある程度の最高額はきめたいと思ひのであります。ただ、ものによりましてこれは額に高低があるのでありますからして、すべてのものについて幾ら幾らといふことは、あるいは幾らを最高限度とするといふことをきめるのは無理であらうと思ひますが、大体ものによりましては、一定の最高額をきめ

いたしまして協同組合で使わしたいと思えますから、原則として個人を対象としてはこれは貸付はいたさない、か

資金によって更生し、事業の拡張をはかつて行くという必要に迫られている諸君には融資ができないという結果が

○委員長(江田三郎君) それでは次に愛知用水公団法案を議題にいたします。

よつて米十八万石、麦十萬石、その他蔬菜、果樹等の増産をしようという計画でんぢます。

とが、最も効率的に事業を運ぶゆえんでありますし、さらに増産効果も同時に達成できるというより

な観点から、特殊な法人として愛知用水公団というものを作って参る。なお合せまして、この公団に對しましては、世銀の借款、並びに余剰農産物の見返り資金をある程度流すということになっておりますので、その辺の資金を受け入れるためにも、何らかの形をとる必要がございますので、そういう二つの理由で、こういう組織の公団を作りたい、こういう考え方になった次第でございます。

次に法案の内容を簡単に御説明申し上げます。お手元に愛知用水公団法案要綱というものをすでにお届けいたしておると思いますが、これによりまして御説明を申し上げたいと存じます。

まず目的でございますが、先ほど申し上げましたように、木曾川水系の水資源を最も合理的に、総合的に開発いたしまして、そうして農産物の増産並びにそれに伴う発電、土水道、あるいは工業用水を確保することが目的であります。そういう目的のためにダムを作り、そうして水路を作るといふのがこの公団の目的でございます。

次に役員でございますが、總裁一人、副總裁一人、理事五人以内、監事二人以内ということにいたしまして、總裁と監事は農林大臣がこれを任命し、副總裁、理事は總裁が農林大臣の認可を受けて任命するということになっております。おの役員の任期は五年でございます。

それから次に公団の業務でございますが、これは先ほど申し上げましたように、木曾川の上流玉滝川の牧尾橋地点にダムを設け、それから幹線水路百十キロ余り、知多半島の先端の節崎町の辺までの幹線水路を設けます。それ

からそれになお合計千キロ余りの支線路を設けて、そうして畑地灌漑を行います。なお、それに伴いまして、先ほど申し上げましたように、一カ所の発電所を新設いたします。これは法律の上では、この発電施設は公団が新設いたしまして、そうしてこれを電力会社に貸付を行うこともでき、また場合によってはそれらの施設に要する資金を供給することができるといふようにいたしております。

大体現在の見通しでは、公団はそれらの発電業者あるいは水道業者に對しまして必要な資金を供給するというようなことになるかと考えております。

それから事業のやり方でございますが、まず事業の最も基本的な事項を定めておきます事業基本計画というものを農林大臣が作りまして、これを一般に公表をいたします。そうして同時にこれを公団に指示をいたします。その指示を受けました公団は、その基本計画に基きまして、事業の今度は具体的な実施計画を立てまして、そうして一定の手続で利害関係者に対して異議の申し立てを認める手続をとることになっております。そうして大体異議の申し立てがなく、また異議がございしても、その異議についての決定がございしたならば、いよいよ公団はその事業実施計画に基いて事業に取りかかるといふことになるわけでございます。

その他予算の認可あるいは決算等につきましては、一般の公社、公団と大体同じような規定を取り込んでおります。

なお先ほど申し上げましたように、この公団は約三十六億円の世銀借款を

予定いたしておりますので、そういうた借入金に對して、政府の保証に関する規定を置いております。

それから最後に、この公団の仕事をやって行きます上には、特に農業土木の優秀な技術者を持つて参る必要がございますので、そこである一定数は現在国家公務員であるとかあるいは地方公務員であるもの等を特にこの公団に出向させるというふうな必要がございますので、そういうた職員についての恩給の継続の規定を設けております。

大体以上簡単にございしますが説明を終ります。

委員長(江田三郎君) 御質問がございましたらどうぞ。
ちよつと速記をやめて。
〔速記中止〕

委員長(江田三郎君) 速記をつけ
○千田正君 今大略を説明されましたが、この愛知用水の公団としましては、工事を施行するに際して直接に工事を担当されますか、それとも従来の農林省や何かやったときみたいは請負入れ、そういう点を重点としてやられるのですか。やはりこの公団の使命とするところをはつきりしてもらいたい。

○説明員(戸嶋芳雄君) 大体この仕事
の大きな分は請負にするつもりであります。
○千田正君 大部分のところの大きなところは請負、そうすると事業量の何%くらいは公団直接の、直轄としての工事の施行を担当される予定ですか。

○説明員(戸嶋芳雄君) 申し上げますだ
けの直轄工事というものはほとんどない
と思います。

○千田正君 そうしますと農地開発の
機械公団との関連はどういうふうにな
りますか。
○説明員(戸嶋芳雄君) 機械公団の方
はまだ御説明申し上げておらないので
ありますが、簡単にそれではちよつと御
説明いたしますと、機械公団の方の対
象にいたしております地区は、青森県
の上北地区、それから北海道の根釧原
野の一部の床潭第二という地区がござ
いまして、その地区とこれを合せます
と大体七千七百歩くらいの開墾にな
ると思ひます。そのために世銀から大
体八十六万ドルくらいの金を借りて参
りまして、その開墾に必要な機械を買
入、その買った機械をそこに入ります
入植者の団体から委託を受けまして、
そして一定の委託料をとりまして、開
墾作業をやる、あるいは場合によりま
したら、その機械をそういう団体に貸
付をいたしまして、貸付料でやる、こ
ういうようなことを主とした事業とす
る、こういうような団体であります。

○千田正君 そうしますとこの本年度
の愛知用水の公団の発足に當つては、
とりあえず機械公団との関連は別にな
いわけですね。

○説明員(戸嶋芳雄君) そうでござい
ます。
○重政庸徳君 これは、世銀の三十億
というのは、これは愛知用水だけに
持つて行くのですか。

○説明員(戸嶋芳雄君) そうです。
○重政庸徳君 世銀借款ですね。
○説明員(戸嶋芳雄君) 世銀借款。
○重政庸徳君 世銀借款の三十億とい
うのは、それとあとの機械開墾
というの、これは余剰農産物……。

○説明員(戸嶋芳雄君) それは今の、
大体邦貨にして三億くらいになりま
す。八十六万ドル。
○重政庸徳君 それは……。

○説明員(戸嶋芳雄君) それは機械公
団の方が借りるわけです。
○重政庸徳君 世銀の金が行くんです
か。
○説明員(戸嶋芳雄君) 世銀から予定
しているわけです。

○重政庸徳君 ところが総理大臣の最
初における予算委員会の説明では、そ
んなものは取れないのじゃなかったで
すか。
○説明員(戸嶋芳雄君) それは私は総
理の説明は聞いておりませんので、
ちよつと私何とも申し上げられないの
ですが、私も農林省としては、当初
から機械開墾に必要な機械は世銀を対
象にしてよろしいということでありま
すから、その趣旨ですつと今まで構想
を立てておるわけでありまして。

○重政庸徳君 何かそうすると、適当
ななに入つたような感じがするので
すが、一つよく調べて……、私もよく
調べますが、当初から私はそういうな
に入つておらなかつたように考える
のです。

○説明員(戸嶋芳雄君) なおその点は
私どもの方でも調べてみます。
○溝口三郎君 愛知用水公団の目的な
んですが木曾川水系の維持、水系の統
合開発のために愛知用水公団を設立す
るというところになっておりますが、木
曾川の総合開発というの、国土総合
開発法によりまして、すでに木曾川水
系が特定地域に指定されて、その総合
開発計画が、総理大臣から国土総合開
発審議会に諮問になつてゐるのです

が、まだ答申されていない。答申される
と、それが閣議決定になるというよう
な性質なんです。本法によります
と、総合開発でやる、しかも従来は綜
合開発計画ができておりました。その内容
は各省はばらばらにやっておった、今度
はそれが一貫して愛知用水公団という
ので事業をやるということになって、
日本の国土総合開発というものの新し
い仕組みがここにあるのだと、非常
にけっこうだと思ふのですが、従来の
国土総合開発法と本法とのこの事業実
施に関する調整というものは、どうい
うふうにとつてゆけばいいの、農林
大臣はこれを、事業計画を公表する前
に、国土総合開発の審議会に意見を聞
くかどうかしないと、調整がとれない
のではない、その点はどうかというふう
に考へておられますか。

○説明員(戸嶋芳雄君) おつしやるよ
うに、この地区は、木曾川の総合開発
の特定地域になっておまして、現に
諮問されておるわけでございます。し
かしながらこの公団は、世銀の借款そ
の他の関係上、また調査も相当程度進
んでおりますので、その中の一環とし
ての事業であることには変わりござい
ませんけれども、ほかの事業とテンポ
が違つておりますので、そこでおつ
しやるように、そういう総合開発計画
と将来をこを来たさないようにという
趣旨で、農林大臣が基本の計画を立て
る場合には関係の各大臣の同意を得た
上で決定する、こういうことにいたし
まして、その間矛盾のないようにした
い。

なおおちつと溝口委員から触れられ
たのでございますが、現在の国土開発
法におきましては、規定の上では非常

に計画は総合されて、そして総合的
な効果が出るようになっておりますけ
れども、残念ながら資金とか予算の裏
づけが各省はばらばらでありますので、
本当の効果をおぼえておられないという
のが実情じゃないかと存じます。その意
味におきまして、この公団の考え方は
それを一歩でも前進するのではない
か、こういうような気持を持っており
ます。

○溝口三郎君 今戸嶋参事官の御説明
で、私も全くそう考へておるのです。
私の言いましたのは、国土総合開発を
推進するために、今度愛知用水公団を
設立して、その総合開発計画というも
のは、電気、水道、農業開発を一貫し
て公団でやるといふ新機軸を出してい
るようなことで、日本の国土総合開発
がこれによって新しい機軸を出してい
く、それほど私は重要なものだ、だか
ら今までの国土総合開発法の取扱い
が、根本的に變つて行くようなことな
んだということになると、本法を施行
する前においても農林大臣は審議会
に對して、こういう方法で新しく一貫
した事業をやつて行くに愛知用水公団
をこしらえて、この計画でやつて行く
んだということについて、あの国土綜
合開発審議会には、あらゆる方面の学
識経験者もあることなんですから、
その一応の意見を聞くようにするの
が私は順序じゃないか、もし別な答申
があつた審議会から出たような場合
に、その調整等について将来ま問題
が出てくるんじゃないかということか
ら、何らかそういう調整についてお考
えがあるかどうかを承つたのであり
ます。そしてそれは適当に処理してい
ただけがいいと思ひます。なお先ほど

の御答申に触れてるのでございませ
うが、こういうような重大な総合開発事
業を推進して行くのだから、基本計画
を立てる場合には、関係各大臣の同意
を得てやつて行くんだという御説明が
あつた。それは本法二十条の二項、基
本計画の記載事項に就いて、第三項に
この問題があるのです。私はこれは非
常に重要な問題だと思ふから、この際
にお伺ひしておきたいのでございま
す。

○説明員(戸嶋芳雄君) この点は先ほ
どもお話をいたしましたように、この計
画は特定地域の中の計画の一部でござ
いますので、そこで経済企画庁長官と
しては、国土開発法の施行の責任者で
ございまして、そういう趣旨であ
ります。

○溝口三郎君 経済企画庁長官はこの
事業計画、木曾川の水資源の総合開発
計画の内容等について、経済審議庁長
官が単独に同意を与えるというふうな
権限は私はないと思ひます。これは木
曾川水系の総合開発計画は、総理大臣

が国土総合開発審議会に諮問をしてい
る。それが答申を総理大臣にして、閣
議決定をした場合に木曾川の総合開発
ができる。経済企画庁長官はそんな同
意を単独に私はできないと思ふ。それ
を求めて行くことはどういふ理由なん
だか、もう一べんお伺ひしたい。

○説明員(戸嶋芳雄君) 大体われわれ
と企画庁との法案についていろいろ
相談をいたしましたときには、大体企
画庁の方ではそういうことでこの同意
をせひ入れてくれという経過で、こ
ういふことになつたわけでございます。
なお国土総合開発審議会と企画庁長官
との問題につきましては、企画庁の方
で、あるいは溝口委員のおつしやつた
ような法的手続でないにしても、
あるいはこの同意をされる前にそう
いったことをやられるということにな
ると思ひますが、この点はなお企画
の方に相談をいたしたいと思ひます。

○溝口三郎君 これは法文の上でござ
います。各省大臣の権限に関するこ
とだから私はあなたにお伺ひしたので
すが、当の総合開発計画について企画
の長官は同意を与える権限は私はない
と思ふ。こういう点に關しては、これ
はいろいろ調整をすることが企画庁の
役目であるから、協議をすること
とはこれは至当な問題である、企画
長官に對しては協議をすることが妥
当だと思ふ。あとに各省関係大臣がた
くさんある。大蔵大臣、厚生大臣、通
商産業大臣、建設大臣、自治庁長官、これ
の一人ずつの大臣の同意を得る可能性
が、日限を切つてやつて可能性がある
のかどうか。それは事業基本計画の記
載の内容にもよることだと思ひます
が、この記載の事項についてはどうい

う考へ方で記載事項をおきめになる
か、様式等について、これは大蔵大臣
は五年間にたとえば三百億のうちの百
二十億を補助金を出す、年度割もこの
通りに出すというふうな同意を、大蔵大
臣はこの際出せるかどうかという問題
もあるのです。それから牧尾橋ダムの
計画についても、建設大臣はこれは基
本計画はこのままで行くのだという承
認がすぐできるかどうか、こういう点
について、同意と云つたことについて
は条件付きの同意くらいなら出ると思
ふのですが、この法文の上で言う同意
というのは、そういうなんじやない
と思ふ。どうして従来の例によつて、協
議の上というふうなことにすることが
できないのかどうか、新しい例を開
いてこういうことをおやりになること
について、先ほど経済企画庁がそうい
う同意にしてくれというからやつたの
だと思ふのですが、それは少し私
はおかしいと思ふ。できれば、これは
はりこの計画の運用を円滑にして行く
には、協議にして行く方がいいのじや
ないか。昨日衆議院の商工委員会
で、公取委の問題で、何か同意という
ことを委員で修正をしたのだ、協議と
、それに非常に大きな問題があつたと思
ふのです。同意と協議ということは非
常に重大な問題があるから、この点に
ついて一応参事官から御説明を伺つて
おきたいと思ひます。

○千田正君 關連して……。今の溝口
委員のお尋ねに關連するのですが、こ
の同意を得なければならぬというの
であります。大蔵大臣、厚生大臣、
通商産業大臣、建設大臣、自治庁長官
及び経済企画庁長官と、こういう人た
ちの同意が得られない、あるいはその

うちの一人でも同意しなかった場合はどうなるのか、同意が得られなかった場合は事業を施行できないのか。せつかくこういふ愛知用水のような総合開発的な一本化したりばな公団がでるのに、各省大臣が一人でも同意をしなかった場合においては事業が施行ができない、こういうことであつては、まさにこれは死文化してしまふのであつて、この点はどうなんですか、同意をしなかつたら施行できないと、こういうのですか。

○説明員(戸嶋芳雄君) 今のお話ですが、現在の行政組織で、いろいろ申し上げるまでもなく、水道は厚生大臣と建設大臣がおのの所管をいたしております。それから工業用水につきましては建設、通産大臣、それから電気につきましては建設、通産、それから総合開発という観点から総合調整という点で企画庁長官、なおこの公団に対する財政負担等がございますので、その点では大蔵大臣、こういふように所管が分れておりますので、その考え方をいたしましては、大体この仕事は大部分が農業であるから、一応所管は農林大臣としまして、そうして、しかしながら、その中の関連した事業として、発電あるいは工業用水、あるいは上水道、こういふ事業をこの公団自身がやりますので、もう一つの考え方はこれは共管にするというよりな考え方も一つあると思ひますが、それではまた政令二途に出るというよりなことで、実際の事業をいよいよやるよりになつて困る。そこで農林大臣が主管になりまして、事業を始めるまでの基本計画でちゃんと話し合いをつけておいて、この公団の事業の実施に移されたときに

はスムーズに行くようにしたい、こういふ考え方があります。従ひまして、このうち、おっしゃる通りに一つの省の大臣でも同意を得られなければならぬといふことになりまふけれども、まあわれわれ現在からすでに事務的には相当こまかく各関係省の事務的な関係では相談をいたしておりますので、今の見通しでは同意が得られなくて事業が挫折するといふようなことはおそろくないだらう、こう考えております。

○溝口三郎君 御意見として私は承わつておきたいと思ひますが、私も後刻研究してみたいと思ひますが、昨日の衆議院でも公取委の問題で同意を修正して協議に、通産大臣と協議するそれで行政上の措置として十分にやつていけるといふことであらうふりになつて来た。そういう問題もあるのです。私はこのうち一番問題は、大蔵大臣がこれに同意する場合に、この記載事項をどういふ書き方をするかといふところに問題があると思ひますけれども、これは確信をお持ちなんですか、そういうことについて……。そうして牧尾橋の問題についても確信を持っておられるか、なおこの事業基本計画はいつごろまでには決定をしよう、そうして公表をする予定でいられるか、お伺ひしたい。

○説明員(戸嶋芳雄君) 今の同意と協議の、もしも合理的に申し上げるならば、そういうことであつては実際上は結局だめでありますけれども、協議でありまして、主管大臣たる農林大臣は、協議をやつて整わなくても無理してやつてしまふといふこともできるわけでございますが、同意であります

と、そういうことはできない。しかし実際問題といたしますと、一つの事柄について両大臣が意見が違つていて、それでなお一方の省の大臣が強行するといふようなことは、よほどの場合でないといふ考えられないのじゃないかと、こう考えております。従つてこういつた本事業のような、大体内閣全体として何とかして対外的にももう相当の注目を浴びておる事業でございますので、そういつたことはおそろくないだらうと、こう考えます。それから基本計画はいつごろ大体できるだらうかといふお話でございますが、大体われわれとしては九月の二十日から九月の末くらいまでを目標にして、目下事務当局としては準備を進めております。

○委員(江田三郎君) 溝口君に申し上げますが、事業資金計画は今配られたようから……。○溝口三郎君 この事業資金計画について、御協議の点についてはなお研究する余地があると思ひますので、一応この程度で御意見を承る程度にしておきたいと思ひますが、ただ協議だからというので、最終的にはむろん農林大臣がこの計画を決定する権限は保有できると思ひますが、行政措置として各省大臣の意見を尊重してやつて行くという建前という、各省大臣対等な地位で、私は事業計画は最終の責任は農林大臣がやるのだといふつもりでやつて行かればいいのじゃないかと私は考えているのです。なおこれに関連して昨日も問題があつた海外移住の会社です。それは外務大臣の所管であるけれども、あれは農林大臣と協議の上で業務計画を立てるといふような方針を立てれば私は問題はなかつたので

ある。それもあの会社の法案については外務大臣は独断でできるようになつたから、あとでその点をどういふふうにするかといふ事務次官の申し合せ事項といつたことについて、一方は必要ない協議をすべしといふ法文も入つていない。片一方は全然新しいような条文だつたと思ひます。めつたに同意を要するといふようなものは今まではなかつたような気がしてゐる。そこら辺について農林省でも今後もう一ぺんお考えになつていただきたいのです。それから九月の中ごろまでは事業の業務計画は決定できるお見込みのようになつてゐるのですが、この計画の最も基本になる問題は水源の問題である。従来五年以前からこの事業計画を農林省ではおやりになつてゐる。今まで世間でわかつてゐたのは、二子持のダムを水源にするといふことであつたのです。昨年世界銀行の調査団が来て以来二子持のダムを牧尾橋のロックフィルド・ダムに変へるといふことになつて来て、その後計画を変へられて目下研究中のうちに承わつておる。これは木曾川水系の水源の総合開発の上にも最も基本的な問題になる事業計画の根本なんです。その根本計画が変更しまして貯水量も約六割くらい減つたのだ。従つて電気の出力が従来から考えていたのと六割以下にも減つて来た。農業は水が減つたけれども、収益についてはさう變つていないといふような問題もある。この重要な資源、水の計画がロックフィルド・ダムに變つて来て、そうして今後はこれを実行に移して行くのだといふことに農林省は方針を決定になつておると思ひます。現在調査の段階がどの程度に

行つてゐるか、それが九月の中ごろまでに事業計画が完全にできるかどうかといふようなことは、これは一応承わつておく必要があると思ひます。技術課長からそれをお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(清野保君) 愛知用水の根本的な問題でありますダムにつきまして一応申し上げます。

まずスケールといたしまして、農林省は最初二子持地点にコンクリート・ダムを作る予定をしておりますが、その後コンクリート・ダムでは愛知用水の経済効果が不十分であるといふような見解を、昨年の夏来日されました世界銀行調査団から意見が漏れられました。さらになお農林省が愛知用水計画の内容につきまして審査を依頼しておりましたアメリカの技術者からも同様な点を指摘されました。同時にアメリカの技術者から二子持よりも牧尾橋でロックフィルド・ダムを作る方が技術的に可能性があり、かつまた経済性もあると、こういふような報告がありまして、その後いろいろと検討をし、なお世界銀行と交渉の結果、技術的にかつ経済的に可能性ありといふ点に一応の確信を得ましたので、現在牧尾橋ダムに堰堤を築造いたすことにいたしております。現在牧尾橋ダム地点におきまして、約十数本のボーリングを施行中であります。その結果は河床の堆積物が約二十メートルないし二十五メートルございまして、その下に相当かたい岩盤がございまして、ただその下の岩盤のさらに下の方で軟弱な地盤がありまして、さらにその軟弱な地盤が二十メートルほど続きまして、その次に非常にかたい岩盤に達しております。

ロックフィルド・ダムはコンクリート・ダムに比べて重さが軽い。従つてこのような悪い地質の地盤の上に作るに最も適当なる構築物であつて、日本ではその例があまりございませぬが、世界各國におきましては、かかる地帯にロックフィルド・ダムを作つてゐるあまたの例がございまして、かかる実施例等を参考にいたしまして、かかる地帯においてもダムの建設は可能である、こういう確信を持つて現在進んでおります。基本計画の作成につきましては、ただいま申し上げましたような地質の点並びにダムに必要な岩盤、岩石及びダムに使用す不浸透性材料、そういう点につきまして科学的な調査を行ひまして、九月二十日過ぎまでに基本計画を作成し、各省の同意を得る準備を進めて参つております。各省との関係につきましては、先ほど参事官から説明がございました通り、建設省、通産省等にも連絡いたしまして、種々目下協議中であります。

○溝口三郎君 今、清野課長から御経過を承りましたが、それによりますと、ダムの計画は牧尾橋のロックフィルド・ダムを築造することに方針はきめ、それで技術的には差しつかえない、しかもそれは九月の中ごろになれば、ボーリングを現在新らしく十九本とかやつてゐるが、それも完成して、そして事業費が、ダムの事業費は幾らになるのだという計画費もきまるのかどうか、それがきまらないと電気、水道というようなものの費用負担の割合がきまつてこないということに

なる。ダムの費用が現在五十二億になつておりますが、それはこのうちにダム、補償、機械等が入つておりますが、その三つの大きな分類は幾らぐらゐに現在なつてゐるか、その範囲内で将来できるのかどうか、そのお見込みだけ伺つておきたい。

○説明員(清野保君) ダムの工事費五十二億の内訳を申し上げます。ダム自体の工事費が約三十七億、補償、買収、作業道路、そういうものが約十五億、合計五十二億であります。三十七億の牧尾橋ダムの工事費につきまして、現在まで農林省がやつております土堰堤、その他取水堰堤等の例を参照いたしまして十分安全にできる。そういう確信を持つておりました。五十二億にさらに予備費を約一割ほど見込んでおりますので、最悪の場合といえども大体これでロックフィルド・ダムの築造が可能であるというふうに考えております。

○溝口三郎君 ロックフィルド・ダムは八十メートルか、九十メートルになるそうですが、そういうダムは今まで日本にはないので、ここで外国の技術を借りてこの計画がよりよくなるように、そして将来こういうものは日本に採用することができるといふことになると、水資源の開発といふものは非常に広くなつてくるから是非ともこの問題は、私は少し金がかかつててもぜひ完成してもらつて、将来もコンクリート・ダムが行き詰つておるなら、地盤の悪い所もこういうものをやつて行けば幾らでもできるということになる、非常に明るい見通しがあるから、ぜひ全力をあげてこのダムの完成には努力していただきたいと思ふが、ただ九月の中ごろにはほんとうにできるかど

うかということなんです、昨年の今ごろ、この問題は調査しますとまだ地質等につきましては見込みがない、これからもう一カ月か、一カ月半でそれができるかどうか、それから今のお話の三十七億くらいがダムがやれるということになる、コンクリート・ダムなんかと比べて非常に安いし、ロックフィルド・ダムといふものの存在価値があると思ふが、予備費など五十億が入つておるといふことですね、これは技術的にどの程度まで確信を持つてやつていられるのか、その確信をお伺ひしておきたい。

○説明員(清野保君) 溝口委員のお話の通り、日本ではこういう地帯にロックフィルド・ダムを作つた経験がございませぬ。従ひまして、日本の将来の水資源の開発には当然このような不良な地帯にダムを作るといふような、そういう意味合いからいたしまして、農林省におきましてはわれわれ技術屋としましては、ぜひ日本の水資源の開発のために牧尾橋ロックフィルド・ダムの完全な完成を期待してゐるものであります。御質問の三十七億で果して十分できるかどうか、昨年来から調査をしておつて、現在までの状況からみて確信があるかどうか、こういうふうな御質問と考へますが、昨年来行いましたボーリングの結果、大体最近農林省からアメリカに派遣いたしましたいろいろな技術的な研究をいたしました結果によりますと、アメリカで現在こういう地帯にダムを築造しておる、こういう実例を持つておる場合に、その経験と技術を取り入れるならば日本の技術でも決してできないことはないと思ふのであります。かかる意

味におきまして、また基礎処理の方法等につきまして、われわれの見聞しておる範囲におきましても十分可能であると思つております。なお予備費及び雑費につきまして五十億の多額の費用が組んである、こういう御質問でございしますが、従来農林省では事業費で算定いたします場合に、特に実施設計ではございませぬ普通の計画段階におきましては、一応安全を見込みまして一割程度の予備費を組むのが普通でございします。従来当初見込まれました事業費が、工事にかけましてからあるいは四、五割、あるいは倍といふふうに入つてくるのが間々ございします。愛知用水につきましては、資金の大部分が借入金に仰ぎます関係上、極力事業費の工事中後増大することを防ぐ意味合いを兼ねまして、従来の慣例通り一割の予備費を組んだわけでは、雑費の二十五億は一応公団の常用その他実施設計の経費、技術援助費等を見込みまして二十五億を組みましたのでありまして、決してためらひに二十五億といふ数字を計上いたしたのではございませぬことをよく御了承願ひます。

○溝口三郎君 ダムの補償の先ほどお話をいたしました、補償の面積とか、何か物件数量の資料をこの前に要求しておいたものでありますが、できたらあとでもいいからお配りをお願いしたいと思ひます。非常に補償の問題は困難だと思ひますが、大体見通しは、本年度ダムの事業費が十九億くらいになつてゐますが、大部分補償費になるんだと思ひ。円満にこれは解決できそうなお見込みかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(戸嶋芳雄君) 補償の点につきましては、私も最近地元に参加して、地元の町長及び村議会の議長、副議長等におののけをいまして……、ここは申し遅れましたが二カ村にまたがりまして、一つが三岳村、一つは王滝村、この二カ村にまたがるわけでありまして、その両村長なり、村議会の議長さん、副議長さんにお会いいたしました。大体こういう計画でやることになつて国会に今度公団法を出すことになつたといふことを申し上げて歸つたわけでございます。それで、もちろんこの補償の段階になりました場合には、公団が直接の衝に当たりますけれども、農林省といつたにしても側面的にその補償に対する協力をやつて参りたい。なお地元におきまして、個々の農家等に対する補償だけでなく、残された村の再建等についても原並に村当局も相当強い熱意をもつて考えておられるようでありまして、で、そういう点で農林省ができることはできるだけ努力を払つてやりたい、こういう考え方で進んでおります。

○池田宇右衛門君 今承れば、補償についてこの間行つたら非常に賛成をしておる。地元の新聞、それから地元の関係が来たときは反対はしないが戦々きよきよとして、百何十戸一ぺんに補償はもういかもしれないけれども、長年住んだ墳墓の地を離れて、その方々がどこに移住して安定の地を求めるといふその点がどうでございましょうか。それからまだ地元の賛成を得ない間に一度行つたきりで計画ばかり立つて、いよいよこちらできまつた、地元が反対だ、紛糾した、いたずらに日を長

く、そこに紛糾によつて日月を経過するよりな非常な懸念もないと私は今日言えないのであります。その点は他に、今地元をそれだけ減つた村に対する安定方法も考へておるといふが、考へていけるならば計画は立つてゐるだらうと思ふが、安定移住の箇所及び減つた村の更生、それからあつた山間地だから二カ村合併し得るかどうか、そういう計画はどんなふうになつておりますか、まずこの点を一つ聞きたいと思ひます。

○説明員(戸嶋芳雄君) 大抵現在の計画によりまして、まず水没する被害を受けます家屋が世帯数にして百二十五戸でございます。それから宅地が八千二百五十坪、それから水田が三十五町歩、畑が三十四町三反、それから山林原野が二百九十八町五反、それからここに国有林の森林鉄道が入つておられます。そのつけかえをしなければならぬ箇所が延べにして十四キロ、それから県道のつけかえが必要である箇所が十二キロ一というふうになつております。なお補償の具体的な内容でございますが、これはもちろん農林省も側面的には協力いたさなければならぬと存じますが、具体的にどういふ補償の仕方をするかというふうな点は、これは公団がやりますので、私から具体的に申し上げるといふわけには参りません。ただ残された村がほんとうに立つて行くかどうかについては、農林省としては非常に心配をいたしておりまして、昨年からどういふ計画をもつて村を立て直したいかというところについて、長野県に委託をいたしまして、いろいろ実態の調査をいたして本年までやつております。ここ

で二年間大體調査を終りますと、ある程度村自身もその実態調査に基いて、村自身の考へもそれに織り込んでもらつて、そうしてできるだけ早い機会に県の方から農林省に持つてきてもらふように、この前参りましたときにお話を申し上げたような次第でございます。

○池田宇右衛門君 ところが間違つていふので、公団でやる、県でやる、なぜ一体この事業のときに、よく今日は基本的人権の尊重というが、基本的人権どころじゃない。生活の基本権を失つてしまふ。どこへ行くのだから、ただ金さえくれればお前たち行けといつたつて、あの山の中におる人は、この耕地から、住宅地から全部つぶされて他に移転して行く、その箇所を先にきめて、それとこれだけは与えるからこちらの方に引越しなさい、そうしてこれだけの資金をやつて永久に安定する生活ができる、自作農創設とか、何とかいふ仕事はいふことであるけれども、国家のためにあの山の中にこれだけ犠牲をしなければならぬが、それを公団でやる、一体農林省は先にその仕事をやつておいて、あのこまかい事務的の手続や方法は公団でやらないといふのが、これが今日国民大衆を尊重し、事業の進行上適切な方針じゃないか。県でやれといつたつて、県は県でたくさん仕事があるところへ、赤字県でもつてこんなものを引き受けて、一体どこから資金を持つてくるか、県にたくさん資金をくれるのかね、その一点それから、さつき聞いておれば軟弱の地盤というが、軟弱の地盤で、あの山の雨の多い木曾川はよほどダムをしっかりとつてやつておかなければ、も

しダムが崩壊したら濃尾の平野は一体どうなりますか。それこそ大きな何十億というか、百億というか、取り返しのつかない大損害が生ずる、軟弱の土地だがやつてみようなんというふうじゃなく、仕事には大いに賛成し、われわれもまあ八万石の米、十三万石の麦もとれるから賛成はするけれども、もつとわれわれしろとがちよつと聞いても、これなら大丈夫だ、何とか地元もすでに着手のときには、一番の水源地は安定がついておるといふことでなければ、だれでも国民が納得しないが、ちよつとどうも今の説明では、聞けば聞くほどどうも危い箇所だ、大雨でも降れば大洪水でも出そう、地元民はどこに行かかわらない。今でも山の中で非常に不安の叫びだけは、私は長野県だからよく聞いております。もう少し感心な答弁ができないか、この点が一つ。

○説明員(戸嶋芳雄君) 一言大事なこととを申し落しましたので、今御指摘の、農林省としてはその補償よりも、代替地をもらつてそこで安んじて農業をやつて行きたいという方に対する用意はいたしております。ただしこれは……

○池田宇右衛門君 場所はどこです。○説明員(戸嶋芳雄君) 場所は一つは愛知県の三好地区というのがございます。それから知多半島の六貫山という所、これは開拓の予定地になつておる所でございます。そういう所は用意はいたしておりますけれども、地元がまだ反対といふことがございますから、われわれの方は反対といふか、議会としてはまだこれに賛成といふ声にはなつておりませんので、まだそういう

ところまで出しかねておるわけであり

○亀田得治君 この補償の問題が出ておるのですが、私も単に愛知用水だけではなく、いろいろな場合によくぶつかるものであります。ところがこの公団は相当いろいろな意味で画期的なものを持つておるといふことであります。補償問題等についてももう少し真剣な取組み方をしてもいいと思ひます。従来、もかく家を建てて水道はつけたけれども、便所をつくるのを忘れた、こつたつたやうなやり方が聞かぬわけなんです。で、今農林省から一応の説明があらましたが、そういうことは単なる農林省の実際の行政措置に従つておらないわけなんです。その考え方がいけなかつたと思ひます。私はこつたつたをやるといふ以上は、いやしくもこれによつて被害を受ける人に対しては、法律上こつたつたを処置をして行くのだといふことをこの法律の中に明記してほしい。家を建てるときに、水道だけじゃなしに、便所も設計図にみないあるわけですから、たとえば先ほどの説明では公団がやるのだと、こつたつたをおつしやるのですが、それでは私はいけなかつたと思ひます。第二十条で農林大臣が事業の基本計画を立てるわけでしょう、その基本計画の中に今話になつてゐるような根本的な方針というものが生まれて来なければならぬと思ひます。それは事業計画というものは設計図だけじゃなしに、それに関する全体のやはり構想というものがなければならぬと思ひます。この第二十条の第二項の第六号をみますと、「その他政令で定める事項」、こ

ありまうから、あるいはこの政令でも活用されてもいいと思ひますが、やはりそういうものは法律上当然農林省自身が最初の計画の中に明確にしてい、こつたつたと、地元の方では、とにかくそういう有意義なことには反対はできないが、しかし自分たちの生活は困る、非常にそういうことで追いつめられた気持ちになつてくる。この二十条ではそういうことは一つも出ておらぬわけですね、農林省の立てる基本計画の中に……。だから私はできればこの法文の中に一項目入れてほしいと思ひます。そういう被害者に対する措置とか、何か抽象的な言葉でいいわけですか。それがどうも体裁上工合が悪いからこの政令の中に含める。それから第十九条は、公団が立てる実施計画になつておりますが、この公団が立てる実施計画、これは第二項の中にいろいろなことをずらつと十項目ほど並べてある。この中に受益者がどうなるのだとか、とにかくそういう面だけしかここに書いてないわけですね。こうなれば結局は法律上は農林省も責任がない、また公団にしたらこの実施計画の中にそういうものはまづ正面から取り入れる事項になつてこないわけですね。一番終りの第十一の「その他農林省令で定める事項」、この中に入つてゐるつもりだと、まあ今ごろから御答弁なさるかもしれないが、私はどうもそれでは扱い方が、やはり「その他」といふやうなところに入れる考え方が身がいかないと思ひます。だからこの点はやはりたびたびいろいろな事業で問題になることですから、考え方を少しこの際直していただらうかと思ひます。第二十条、第十九

条のこの書き方と関連して、どういふふうにお考えになつておるか、もう少し詳しく御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(戸嶋芳雄君) おっしゃる点は非常によくわかるのですが、この事業をやつて行くために一定の地点にダムを作る、あるいはそのダムの水を引つぱつて行くために幹線の水路を作るという場合に、その土地を取得するためには話し合ひでもってこれを取得して参るといふ考え方でおりますので、たとえば補償額をどういふことで行くか、まあ私の方は大体現在電源開発に基きます補償の例が、これは法律になつておりませんが、團體決定で、われわれ農林省もこれに關係をいたしまして、まあ農民側として關係をいたしましてできた補償基準というものがございまして、大体そつとつた基準でもってやつて行かしたい、こつとつた考え方なんです。

○龜田得治君 重ねて聞きますが、第十九条の第二項あるいは第二十條の第二項の「その他政令で定める事項」、この中にはさういふ被害者に対する補償措置、こつとつたものを含んでおらないのですか。

○説明員(戸嶋芳雄君) 今のところ予定をいたしておらないわけでございます。それで入れたらとおっしゃる趣旨がどういふ趣旨か、ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○龜田得治君 そつとつたことがわかりませんのにおかしい。なるほど閣議においてさういふ基準があることは私も知つてゐる。その価格の基準によつて愛知用水なら愛知用水の場合には、こつとつた方法で行くといふことが具体的に

に示されなければ、愛知用水の場合における計画になつてこないわけでしょう。そんなことを書いても書かぬでも一緒だといふことにはならぬと思ひます。書かぬでもわかつてゐるというなら、たとえば事業の施行区域に關する事項とか、そのほかのことにしたつて、事業計画である以上は区域がはっきりしなければいかぬし、さういふ理屈も言えますよ、ほかの事項にしたつて……だから私はやはり問題を重要視する意味で、さういふ問題もやはり最初の計画の中に政府の考え方を示して行くべきじゃないか。ことに團體決定の場合には何でせよ、一つの村の土地を取り上げる、それに対する補償基準、これだけのことはなんです。先ほどから出ている話は、単にその土地を取り上げるだけでなしに、あるいは別なところに村を作り上げるとか、さういふたようなさういふ少したつたことを要求しているわけでしょう。さういふことについての考え方をその場所々々においてはつきりしてもらいたい、こつとつたことなんです。だからこれはやはり私は被害者の立場といふものを考えれば、最初の計画の中にさういふことを入れて行くべきだ、入れても少しも害にならぬ、こつとつたのです、どうでしょう。

○説明員(戸嶋芳雄君) その点はもう少し研究させていただきます。さうしてわれわれの方でいたしましては、實質的に被害者に御迷惑をかけぬように入れるのはまずいといふことでありまして、たとえば御趣旨に沿うようにな何らかの方法を研究してみたい、こつとつた考えであります。

○委員長(江田三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記を始め

本日はこれで散会いたします。

午後四時四十分散会

七月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、森林法の一部を改正する法律案(衆)

森林法の一部を改正する法律案
森林法の一部を改正する法律案

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第百三条第一項第十号中「選挙」を「選挙又は選任」に改める。

第百五条の見出し中「選挙」を「選挙又は選任」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 役員は、定款で定めるところにより、組合員(準組合員を除く。以下この条において同じ。)が總會(設立当時の役員は創立總會)において選挙する。但し、定款で定めるところにより、役員を總會外において選挙することが出来る。

第百五条第四項に次のただし書を加える。

但し、定款で定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することが出来る。

第百五条第五項中「(準組合員を除く。以下この条において同じ。)」を削り、同条第六項中「多数を得た者」の下に「(第四項但書の規定により投票を省略した場合に当該候補者)」を加え、同条第七項を第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 總會外において役員を選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が總會(設立当時の役員は創立總會)において選任することが出来る。

第百六条の次に次の一条を加える。

(理事の職務)

第百六条の二 理事は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款、規約及び總會の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその職務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3 理事がその職務を行つたとき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第百六条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第百二十三条第一項中「百人」を「二百人」に、同条第三項ただし書中「二百人」を「三百人」に、「五十人」を「七十五人」に、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、同条第五項ただし書中「役員若しくは」を「役員を選挙し若しくは選任し又は」に改め、

同条第六項を次のように改める。

6 總代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

第百三十八条第六項中「第九十条」を「第九十条(第三項を除く。)」に改め、同項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の申出をした者は、書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することが出来る。

第百四十五条第二項を次のように改める。

2 合併をするには、定款及び事業計画を行政庁に提出して合併の認可を申請しなければならない。

第百五十九条第三項中「第百五十九条第一項から第六項まで(同条第二項中生産組合に關する部分を除く。)」を「第百五十九条第一項から第六項まで(同条第二項中生産組合に關する部分及び第三項但書を除く。及び第八項に「並びに第百二十条」を、第百二十条から第百二十二条まで並びに第百二十四条に、同条第四項中「第百三十八条第六項」を「第百三十八条第七項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に存する總代会のうちその總代の定数が改正後の第百二十三条第三項の規定による定数に満たないものは、新たに同条同項の規定による總代会が成立するまでの間、従前の例により存続することが出来る。ただし、この法律施行の日から百八十日をこえて存続することが出来ない。